

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 560 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 559 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社を退職後、昭和 60 年 10 月に会社を設立したが、会社が社会保険の適用事業所となるまでの同年 7 月から 61 年 3 月までの期間は、妻が B 町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 60 年分給与所得者の保険料控除申告書の写し及び 60 年分給与所得の源泉徴収票の写しを見ると、60 年の年間保険料額に相当する国民年金保険料の支払額が記載されており、申立人が主張するとおり、申立期間の保険料を納付した可能性がうかがわれる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするその妻は、「夫が申立期間直前に勤務していた会社を退職した直後に B 町役場で国民健康保険の加入手続をした際に、窓口で国民健康保険と国民年金は一緒に加入するよう説明を受け、一緒に加入手続を行った。」と具体的に供述しているところ、同役場では「申立期間当時、国民健康保険と国民年金は一緒に加入させていた。」としており、申立人の妻の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の妻は、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和59年2月24日から60年4月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和59年2月24日に、資格喪失日に係る記録を60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から60年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に臨時で勤務しており、一緒に勤務していた臨時雇用の者には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけ厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の供述及び申立人から提出のあった申立期間当時の社員住所録並びに事業所において撮影した写真から、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月24日から60年4月1日までの期間について当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間及びその前後において当該事業所で申立人と同様、非正社

員として勤務していた同僚3人は、いずれも厚生年金保険の加入記録があり、非正社員で加入記録が無いのは申立人のみである上、上記同僚のうち二人は、自身の当該事業所における厚生年金保険の加入日について、「当該事業所に採用された日である。」としており、申立人と同様の業務内容であった同僚は、「申立人と同じ係で同様の仕事をしていた。勤務する際に、厚生年金保険の加入の希望を聞かれた記憶は無い。」と供述している。

さらに、A事業所の上部団体に申立期間当時の非正社員の厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、同団体では、「規程上、『非正社員については、雇用があった場合は、当該社員について、健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に関するそれぞれの法律に基づいて、当該保険に加入の手続をとらなければならない。』」旨回答しており、非正社員であった申立人は、規程上厚生年金保険に加入すべき者であったことが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和58年10月1日から59年2月23日までの期間については、申立人の勤務事実及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月24日から60年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和59年2月から60年3月までの標準報酬月額は、申立人と同じ業務内容であった同僚の標準報酬月額が8万6,000円であることから、8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年2月から60年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日に、資格喪失日に係る記録を45年11月25日とし、当該期間の標準報酬月額を43年11月から44年9月までの期間は5万6,000円、同年10月は6万円、同年11月から45年9月までの期間は7万2,000円、同年10月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から45年11月25日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に正社員として勤務しており、所持する厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会からの通知文書には、昭和43年11月1日に厚生年金基金に加入したとする記載がある。

申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和43年11月1日から45年11月25日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあったB厚生年金基金（現在は、C厚生年金基金）発行の厚生年金基金加入員証、厚生年金基金連合会（現在は、企業年金基金連合会）発行の申立人あての通知文書及びC厚生年金基金が保管する申

立人に係る厚生年金基金の加入員記録により、申立人は、昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 11 月 25 日まで厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C 厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金の加入記録から、昭和 43 年 11 月から 44 年 9 月までの期間は 5 万 6,000 円、同年 10 月は 6 万円、同年 11 月から 45 年 9 月までの期間は 7 万 2,000 円、同年 10 月は 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 11 月から 45 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年10月7日から同年11月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年10月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和55年11月から56年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、55年11月は8万6,000円、同年12月は7万6,000円、56年2月から同年4月までの期間及び同年6月は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和55年11月から56年9月まで（昭和56年1月、同年5月及び同年7月から同年9月までの期間を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月7日から同年11月18日まで  
② 昭和55年11月18日から56年10月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①については厚生年金保険に加入していた事実が確認できず、申立期間②については、標準報酬月額が相違していた。

しかし、私は、昭和55年10月7日からA事業所に勤務しており、一緒に入社し、同様の仕事で勤務していた姉が所持している55年11月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。

また、昭和55年12月から56年10月までの給与から控除されていた厚生年金保険料額が年金記録上の標準報酬月額と相違しているので、各申立



期間の年金記録について、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、当該期間に勤務していたとするA事業所にその姉と一緒に入社したと主張するところ、i) その姉は、同事業所に申立人と一緒に入社し、申立人と雇用形態及び業務内容は同じであったと供述していること、ii) 申立人とその姉の厚生年金保険記号番号は連番で払い出されていること、iii) 申立人とその姉は、雇用保険の被保険者記録が一致していること、iv) オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人とその姉の同事業所における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は一致し、標準報酬月額推移も同一であること、v) 申立人とその姉がそれぞれ所持する昭和56年8月分の給与明細書記載の金額は、すべて一致していることが確認できる一方、申立人の姉が所持する55年10月の給与明細書において確認できる当該月の勤務日数は、同年10月7日から勤務したとする申立人の主張と一致する上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人姉妹の入社及び退職は一緒だったと思う。」と供述しているとともに、当該給与明細書上、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和55年10月7日からA事業所に勤務し、同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の姉の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、オンライン記録上、平成6年4月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等の所在が不明なことから、事業主からの回答は得られないが、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日である昭和55年11月18日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ

に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述1のとおり、申立人とその姉がそれぞれ所持する給与明細書記載の金額は、すべて一致していることから、申立人の標準報酬月額については、その姉が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額から56年6月は8万円、当該明細書において確認できる報酬月額から、55年11月は8万6,000円、当該明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年12月は7万6,000円、56年2月は8万円、当該明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年3月及び同年4月は8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和56年3月については、申立人及びその姉いずれも給与明細書を所持しておらず、控除された保険料額が確認できないものの、申立人は、56年4月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等を記載したメモを所持しており、そのメモの記載から、厚生年金保険料として、3,560円が控除されていたことが確認できることから、申立人に対し、報酬月額8万円に相当する給与が支給され、同年3月の保険料として、申立人の給与から標準報酬月額8万円に相当する保険料が控除されていたものと認められる。

また、昭和56年1月及び同年5月は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票上、標準報酬月額が、申立人の姉の給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致しており、さらに、同年7月から同年9月までの期間は、上記記録上の標準報酬月額が、申立人とその姉の各給与明細書において確認できる報酬月額及び控除保険料に見合う標準報酬月額がすべて一致しているため、上記特例法による保険給付の対象とはならず、記録の訂正は認められない。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の姉の当該期間（昭和56年1月、同年5月及び同年7月から同年9月までの期間を除く。）の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票上の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年9月21日、資格喪失日が18年10月1日とされ、当該期間のうち、同年8月21日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年8月21日から同年10月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、当初平成18年8月21日付けで、株式会社Aから出向元であるB株式会社へ復職することとなり、株式会社Aから社会保険事務所(当時)に同日付けで資格喪失届が提出されたが、その後、復職日が同年10月1日に延伸された。出向元であるB株式会社では、同年10月1日付けで資格取得届を提出したが、株式会社Aでは、資格喪失日を同年8月21日から同年10月1日へ訂正する旨の届出をしなかったため、申立期間は年金額には反映されない期間とされている。当該期間は株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年9月21日、資格喪失日が18年10月1日とされ、当該期間のうち、同年8月21日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、株式会社Aの後継事業所から提出された給与明細書、雇用保険の加入記録及び当該事業所の回答により、申立人は申立期間に株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額等から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 山形厚生年金 事案 357～911（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 12 月 15 日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 12 月 15 日

申立期間に A 事業所から賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

勤務先の A 事業所が、社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行ったとのことなので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与支給明細書から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件 555 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
357	男		昭和27年生		21万3,000円
358	女		昭和21年生		13万1,000円
359	男		昭和21年生		10万6,000円
360	男		昭和22年生		13万6,000円
361	女		昭和22年生		13万1,000円
362	男		昭和23年生		12万6,000円
363	男		昭和23年生		12万8,000円
364	男		昭和23年生		12万5,000円
365	男		昭和23年生		15万7,000円
366	男		昭和23年生		17万8,000円
367	男		昭和23年生		16万4,000円
368	男		昭和23年生		16万2,000円
369	男		昭和23年生		14万7,000円
370	男		昭和23年生		16万1,000円
371	男		昭和23年生		16万5,000円
372	女		昭和23年生		13万1,000円
373	女		昭和23年生		12万6,000円
374	男		昭和23年生		16万7,000円
375	女		昭和23年生		12万8,000円
376	女		昭和25年生		13万1,000円
377	男		昭和23年生		12万6,000円
378	男		昭和24年生		17万6,000円
379	女		昭和24年生		13万1,000円
380	男		昭和24年生		16万8,000円
381	男		昭和24年生		11万4,000円
382	女		昭和24年生		13万9,000円
383	男		昭和24年生		16万4,000円
384	男		昭和24年生		16万5,000円
385	男		昭和24年生		14万9,000円
386	男		昭和24年生		16万1,000円
387	男		昭和24年生		14万4,000円
388	男		昭和24年生		14万6,000円
389	女		昭和24年生		12万3,000円
390	男		昭和24年生		16万2,000円
391	男		昭和24年生		12万9,000円
392	女		昭和24年生		13万1,000円
393	男		昭和24年生		11万6,000円
394	男		昭和24年生		16万7,000円
395	男		昭和24年生		13万3,000円



事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
396	男		昭和24年生		16万2,000円
397	男		昭和24年生		16万8,000円
398	男		昭和24年生		16万4,000円
399	男		昭和25年生		15万9,000円
400	男		昭和25年生		11万5,000円
401	男		昭和25年生		16万5,000円
402	男		昭和25年生		14万6,000円
403	男		昭和25年生		16万2,000円
404	男		昭和25年生		15万7,000円
405	男		昭和25年生		16万2,000円
406	男		昭和25年生		16万円
407	男		昭和25年生		11万8,000円
408	男		昭和25年生		16万2,000円
409	女		昭和25年生		10万8,000円
410	男		昭和25年生		14万5,000円
411	女		昭和25年生		14万2,000円
412	男		昭和25年生		16万2,000円
413	男		昭和25年生		16万8,000円
414	男 (死亡)		昭和25年生		7万8,000円
415	男		昭和25年生		15万2,000円
416	男		昭和25年生		15万4,000円
417	女		昭和25年生		13万1,000円
418	男		昭和25年生		15万7,000円
419	女		昭和25年生		11万円
420	男		昭和25年生		16万9,000円
421	男		昭和25年生		14万4,000円
422	男		昭和25年生		14万1,000円
423	男		昭和25年生		14万5,000円
424	男 (死亡)		昭和25年生		16万5,000円
425	女		昭和25年生		12万円
426	男		昭和26年生		17万1,000円
427	女		昭和26年生		12万5,000円
428	男		昭和26年生		20万5,000円
429	男 (死亡)		昭和26年生		20万円
430	男		昭和26年生		19万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
431	女		昭和26年生		16万4,000円
432	男		昭和26年生		18万円
433	男		昭和26年生		17万1,000円
434	男		昭和26年生		19万4,000円
435	男		昭和26年生		20万3,000円
436	男		昭和26年生		20万5,000円
437	男		昭和26年生		19万9,000円
438	男		昭和26年生		18万9,000円
439	男		昭和26年生		17万円
440	男		昭和26年生		16万3,000円
441	男		昭和26年生		21万1,000円
442	男		昭和26年生		16万4,000円
443	男		昭和26年生		17万8,000円
444	男		昭和26年生		18万3,000円
445	男		昭和26年生		15万7,000円
446	男		昭和26年生		20万1,000円
447	男		昭和26年生		19万9,000円
448	男		昭和26年生		19万9,000円
449	男		昭和26年生		19万3,000円
450	男		昭和26年生		17万1,000円
451	男		昭和26年生		19万円
452	男		昭和26年生		20万3,000円
453	男		昭和27年生		17万4,000円
454	女		昭和27年生		16万円
455	女		昭和27年生		16万1,000円
456	女		昭和27年生		12万7,000円
457	女		昭和27年生		15万7,000円
458	女		昭和27年生		16万7,000円
459	男		昭和27年生		19万9,000円
460	男		昭和27年生		16万9,000円
461	男		昭和27年生		16万6,000円
462	男		昭和27年生		15万7,000円
463	男		昭和27年生		18万3,000円
464	男		昭和27年生		20万8,000円
465	男		昭和27年生		18万8,000円
466	男		昭和27年生		18万7,000円
467	男		昭和27年生		16万1,000円
468	男		昭和27年生		20万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
469	男		昭和27年生		19万6,000円
470	男		昭和27年生		20万6,000円
471	男		昭和27年生		19万円
472	男		昭和27年生		19万円
473	女 (死亡)		昭和27年生		15万7,000円
474	男		昭和27年生		16万9,000円
475	男		昭和27年生		19万9,000円
476	女		昭和28年生		15万7,000円
477	男		昭和28年生		20万1,000円
478	男		昭和28年生		19万3,000円
479	女		昭和28年生		15万7,000円
480	男		昭和28年生		16万6,000円
481	男		昭和28年生		19万3,000円
482	男		昭和28年生		17万7,000円
483	男		昭和28年生		19万4,000円
484	女		昭和28年生		16万3,000円
485	男		昭和28年生		15万7,000円
486	男		昭和28年生		19万1,000円
487	男		昭和28年生		16万7,000円
488	女		昭和28年生		15万7,000円
489	男		昭和28年生		19万2,000円
490	男		昭和28年生		17万7,000円
491	男		昭和28年生		14万5,000円
492	男		昭和28年生		18万4,000円
493	男		昭和28年生		18万8,000円
494	男		昭和28年生		18万1,000円
495	男		昭和28年生		16万1,000円
496	女		昭和28年生		16万7,000円
497	男		昭和28年生		17万4,000円
498	男		昭和28年生		18万4,000円
499	男		昭和29年生		16万6,000円
500	女		昭和29年生		15万4,000円
501	女		昭和29年生		13万円
502	男		昭和29年生		18万3,000円
503	男		昭和29年生		19万6,000円
504	女		昭和29年生		15万4,000円
505	男		昭和29年生		17万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
506	女		昭和29年生		15万6,000円
507	男		昭和29年生		19万1,000円
508	男		昭和29年生		17万4,000円
509	男		昭和29年生		20万6,000円
510	男		昭和29年生		15万1,000円
511	女		昭和29年生		15万1,000円
512	男		昭和29年生		17万2,000円
513	女		昭和29年生		15万7,000円
514	男		昭和23年生		15万7,000円
515	女		昭和29年生		15万1,000円
516	男		昭和29年生		17万8,000円
517	男		昭和29年生		17万6,000円
518	女		昭和29年生		15万1,000円
519	男		昭和29年生		17万1,000円
520	女		昭和29年生		15万4,000円
521	女		昭和29年生		15万3,000円
522	男		昭和29年生		17万4,000円
523	女		昭和29年生		13万6,000円
524	女		昭和29年生		13万3,000円
525	男		昭和29年生		17万6,000円
526	男		昭和29年生		16万円
527	男		昭和30年生		19万3,000円
528	男		昭和30年生		15万3,000円
529	女		昭和30年生		15万9,000円
530	女		昭和30年生		15万1,000円
531	男		昭和30年生		19万6,000円
532	男		昭和30年生		17万3,000円
533	女		昭和30年生		15万円
534	男		昭和30年生		17万3,000円
535	男		昭和30年生		17万8,000円
536	女		昭和30年生		15万円
537	女		昭和30年生		15万5,000円
538	男		昭和30年生		18万円
539	男		昭和30年生		17万6,000円
540	男		昭和30年生		15万円
541	女		昭和30年生		15万7,000円
542	男		昭和30年生		15万5,000円
543	女		昭和30年生		14万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
544	男		昭和30年生		16万3,000円
545	男		昭和30年生		17万円
546	男		昭和31年生		16万4,000円
547	男		昭和31年生		17万2,000円
548	女		昭和31年生		15万5,000円
549	男		昭和31年生		17万9,000円
550	女		昭和31年生		15万円
551	男		昭和31年生		18万2,000円
552	男		昭和31年生		15万5,000円
553	女		昭和31年生		15万円
554	男		昭和31年生		17万円
555	男		昭和31年生		16万3,000円
556	男		昭和31年生		16万4,000円
557	男		昭和31年生		16万4,000円
558	男		昭和31年生		15万9,000円
559	男		昭和31年生		16万7,000円
560	男		昭和31年生		15万6,000円
561	男		昭和31年生		15万7,000円
562	男		昭和31年生		17万1,000円
563	男		昭和31年生		17万5,000円
564	男		昭和31年生		15万6,000円
565	女		昭和31年生		14万7,000円
566	男		昭和31年生		15万3,000円
567	男		昭和31年生		17万円
568	女		昭和31年生		13万5,000円
569	男		昭和32年生		16万7,000円
570	女		昭和32年生		17万2,000円
571	女		昭和32年生		14万9,000円
572	男		昭和32年生		15万4,000円
573	女		昭和32年生		14万7,000円
574	男		昭和32年生		15万3,000円
575	男		昭和32年生		16万3,000円
576	女		昭和32年生		12万円
577	女		昭和32年生		14万9,000円
578	男		昭和32年生		15万9,000円
579	男		昭和32年生		17万4,000円
580	男		昭和32年生		16万4,000円
581	男		昭和32年生		15万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
582	男		昭和32年生		16万3,000円
583	男		昭和32年生		16万円
584	男		昭和32年生		15万7,000円
585	男		昭和32年生		15万4,000円
586	男		昭和32年生		15万円
587	女		昭和33年生		13万3,000円
588	男		昭和33年生		15万4,000円
589	女		昭和33年生		15万4,000円
590	男		昭和33年生		16万6,000円
591	男		昭和33年生		16万3,000円
592	男		昭和33年生		14万3,000円
593	男		昭和33年生		14万7,000円
594	女		昭和33年生		15万円
595	男		昭和33年生		15万3,000円
596	男		昭和33年生		16万7,000円
597	男		昭和33年生		15万3,000円
598	女		昭和33年生		12万6,000円
599	男		昭和32年生		11万5,000円
600	男		昭和34年生		16万円
601	男 (死亡)		昭和34年生		15万3,000円
602	男		昭和34年生		15万3,000円
603	男		昭和34年生		15万4,000円
604	男		昭和34年生		17万7,000円
605	男		昭和34年生		16万6,000円
606	男		昭和34年生		14万9,000円
607	男		昭和34年生		15万4,000円
608	男		昭和34年生		14万4,000円
609	女		昭和34年生		14万5,000円
610	女		昭和34年生		12万3,000円
611	男		昭和34年生		15万5,000円
612	女		昭和34年生		15万1,000円
613	女		昭和34年生		13万円
614	男		昭和34年生		15万5,000円
615	男		昭和34年生		15万2,000円
616	男		昭和34年生		15万3,000円
617	男		昭和35年生		16万2,000円
618	女		昭和35年生		14万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
619	女		昭和35年生		14万5,000円
620	男		昭和35年生		16万3,000円
621	男		昭和35年生		15万6,000円
622	男		昭和35年生		15万4,000円
623	男		昭和35年生		14万7,000円
624	男		昭和35年生		15万5,000円
625	男		昭和35年生		15万1,000円
626	女		昭和35年生		13万6,000円
627	男		昭和35年生		15万円
628	女		昭和35年生		12万1,000円
629	男		昭和35年生		15万1,000円
630	男		昭和35年生		15万3,000円
631	男		昭和35年生		14万9,000円
632	男		昭和35年生		14万9,000円
633	女		昭和35年生		14万5,000円
634	男		昭和35年生		15万6,000円
635	男		昭和36年生		15万8,000円
636	男		昭和36年生		15万1,000円
637	女		昭和36年生		13万8,000円
638	男		昭和36年生		14万6,000円
639	男		昭和36年生		15万1,000円
640	女		昭和36年生		14万7,000円
641	男		昭和36年生		14万1,000円
642	男		昭和36年生		15万3,000円
643	男		昭和36年生		16万2,000円
644	女		昭和36年生		14万5,000円
645	男		昭和36年生		15万8,000円
646	女		昭和36年生		14万5,000円
647	男		昭和36年生		15万9,000円
648	女		昭和36年生		12万3,000円
649	女		昭和36年生		14万3,000円
650	男		昭和37年生		15万2,000円
651	男		昭和37年生		14万1,000円
652	男		昭和37年生		13万8,000円
653	男		昭和37年生		16万円
654	女		昭和37年生		14万6,000円
655	男		昭和37年生		14万4,000円
656	男		昭和37年生		14万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
657	女		昭和37年生		14万6,000円
658	男		昭和37年生		14万6,000円
659	男		昭和38年生		15万1,000円
660	男		昭和38年生		12万6,000円
661	男		昭和38年生		14万8,000円
662	男		昭和38年生		14万3,000円
663	男		昭和38年生		14万5,000円
664	男		昭和38年生		14万5,000円
665	男		昭和38年生		14万8,000円
666	男		昭和38年生		14万9,000円
667	男		昭和38年生		14万1,000円
668	男		昭和38年生		15万2,000円
669	男		昭和38年生		14万5,000円
670	男		昭和38年生		14万6,000円
671	男		昭和38年生		13万1,000円
672	男		昭和38年生		14万5,000円
673	男		昭和38年生		14万6,000円
674	男		昭和38年生		14万3,000円
675	男		昭和39年生		15万1,000円
676	男		昭和39年生		15万9,000円
677	男		昭和39年生		13万9,000円
678	男		昭和39年生		14万円
679	男		昭和39年生		14万6,000円
680	男		昭和39年生		14万4,000円
681	男		昭和40年生		14万1,000円
682	男		昭和40年生		14万1,000円
683	男		昭和40年生		14万1,000円
684	女		昭和40年生		12万7,000円
685	女		昭和40年生		13万3,000円
686	女		昭和40年生		13万3,000円
687	男		昭和41年生		13万3,000円
688	男		昭和41年生		13万3,000円
689	男		昭和41年生		12万4,000円
690	男		昭和41年生		11万8,000円
691	男		昭和41年生		13万6,000円
692	女		昭和42年生		13万円
693	男		昭和42年生		12万9,000円
694	男		昭和42年生		14万5,000円



事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
695	男		昭和42年生		12万4,000円
696	男		昭和42年生		13万6,000円
697	男		昭和42年生		12万7,000円
698	男		昭和42年生		13万3,000円
699	男		昭和42年生		13万3,000円
700	男		昭和42年生		14万円
701	男		昭和43年生		13万6,000円
702	女		昭和43年生		12万7,000円
703	男		昭和43年生		13万円
704	男		昭和43年生		14万3,000円
705	男		昭和43年生		13万円
706	男		昭和43年生		13万7,000円
707	男		昭和43年生		12万7,000円
708	男		昭和43年生		12万7,000円
709	女		昭和44年生		12万1,000円
710	男		昭和44年生		13万円
711	男		昭和44年生		13万7,000円
712	女		昭和44年生		12万4,000円
713	男		昭和44年生		12万4,000円
714	男		昭和44年生		13万円
715	男		昭和44年生		12万9,000円
716	男		昭和45年生		12万1,000円
717	男		昭和45年生		12万9,000円
718	女		昭和45年生		12万4,000円
719	男		昭和45年生		12万7,000円
720	女		昭和46年生		11万8,000円
721	女		昭和46年生		11万8,000円
722	男		昭和46年生		11万8,000円
723	男		昭和46年生		11万8,000円
724	男		昭和46年生		11万4,000円
725	男		昭和46年生		12万8,000円
726	女		昭和47年生		11万8,000円
727	女		昭和47年生		11万8,000円
728	男		昭和47年生		11万7,000円
729	男		昭和47年生		11万4,000円
730	男		昭和47年生		12万1,000円
731	女		昭和47年生		12万円
732	男		昭和48年生		11万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
733	男		昭和48年生		12万円
734	男		昭和48年生		12万1,000円
735	男		昭和48年生		11万7,000円
736	女		昭和48年生		11万6,000円
737	女		昭和48年生		10万9,000円
738	女		昭和48年生		11万円
739	男		昭和48年生		11万3,000円
740	男		昭和48年生		11万6,000円
741	女		昭和49年生		11万円
742	男		昭和49年生		10万9,000円
743	男		昭和49年生		10万6,000円
744	女		昭和49年生		10万6,000円
745	男		昭和49年生		10万6,000円
746	男		昭和49年生		10万6,000円
747	女		昭和48年生		11万3,000円
748	男		昭和49年生		11万2,000円
749	女		昭和49年生		10万6,000円
750	男		昭和50年生		10万2,000円
751	男		昭和51年生		10万6,000円
752	女		昭和51年生		10万円
753	男		昭和52年生		10万3,000円
754	男		昭和26年生		14万5,000円
755	女		昭和40年生		12万7,000円
756	男		昭和33年生		15万2,000円
757	男		昭和48年生		11万6,000円
758	男		昭和48年生		12万2,000円
759	男		昭和49年生		11万8,000円
760	男		昭和50年生		10万5,000円
761	男		昭和49年生		11万円
762	男		昭和49年生		11万円
763	女		昭和50年生		10万6,000円
764	男		昭和50年生		10万6,000円
765	男		昭和50年生		10万6,000円
766	女		昭和54年生		9万2,000円
767	男		昭和52年生		10万2,000円
768	女		昭和55年生		8万8,000円
769	男		昭和48年生		10万円
770	女		昭和54年生		9万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
771	男		昭和55年生		8万8,000円
772	男		昭和55年生		8万8,000円
773	女		昭和57年生		8万円
774	女		昭和57年生		8万円
775	男		昭和56年生		8万5,000円
776	男		昭和56年生		8万5,000円
777	女		昭和58年生		7万7,000円
778	女		昭和58年生		7万7,000円
779	女		昭和54年生		8万円
780	男		昭和54年生		9万2,000円
781	男		昭和55年生		9万2,000円
782	女		昭和57年生		8万円
783	男		昭和55年生		8万8,000円
784	女		昭和56年生		8万8,000円
785	女		昭和56年生		8万8,000円
786	女		昭和60年生		7万1,000円
787	男		昭和60年生		7万1,000円
788	男		昭和57年生		8万5,000円
789	男		昭和57年生		8万5,000円
790	女		昭和57年生		8万5,000円
791	男		昭和57年生		8万5,000円
792	女		昭和59年生		7万4,000円
793	女		昭和61年生		6万9,000円
794	男		昭和24年生		9万7,000円
795	男		昭和27年生		9万8,000円
796	男		昭和28年生		10万4,000円
797	男		昭和31年生		10万1,000円
798	男		昭和27年生		8万7,000円
799	女		昭和45年生		8万3,000円
800	男		昭和33年生		8万9,000円
801	女		昭和25年生		8万5,000円
802	男 (死亡)		昭和31年生		8万9,000円
803	女		昭和35年生		8万6,000円
804	女		昭和34年生		8万5,000円
805	女		昭和35年生		8万2,000円
806	女		昭和27年生		8万6,000円
807	男		昭和24年生		11万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
808	女		昭和43年生		8万1,000円
809	女		昭和46年生		7万8,000円
810	女		昭和40年生		8万1,000円
811	女		昭和41年生		8万2,000円
812	女		昭和37年生		8万6,000円
813	女		昭和40年生		8万1,000円
814	女		昭和35年生		8万8,000円
815	女		昭和45年生		8万円
816	女		昭和25年生		9万2,000円
817	女		昭和30年生		8万5,000円
818	女		昭和39年生		8万5,000円
819	男		昭和39年生		9万9,000円
820	女		昭和36年生		8万3,000円
821	男		昭和22年生		14万円
822	男		昭和33年生		10万2,000円
823	女		昭和26年生		9万2,000円
824	女		昭和34年生		8万8,000円
825	女		昭和26年生		8万5,000円
826	女		昭和24年生		9万4,000円
827	女		昭和26年生		8万9,000円
828	女		昭和33年生		8万7,000円
829	女		昭和28年生		9万2,000円
830	女		昭和30年生		8万8,000円
831	女		昭和30年生		8万6,000円
832	女		昭和41年生		7万9,000円
833	女		昭和33年生		7万9,000円
834	女		昭和40年生		7万9,000円
835	女		昭和35年生		7万9,000円
836	女		昭和32年生		7万9,000円
837	女		昭和28年生		10万1,000円
838	女		昭和32年生		7万8,000円
839	女		昭和36年生		7万9,000円
840	女		昭和26年生		9万8,000円
841	女		昭和30年生		9万2,000円
842	女		昭和24年生		10万1,000円
843	女		昭和37年生		7万9,000円
844	女		昭和25年生		11万6,000円
845	女		昭和26年生		10万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
846	女		昭和37年生		7万8,000円
847	女		昭和22年生		8万8,000円
848	女		昭和28年生		10万9,000円
849	女		昭和34年生		9万5,000円
850	女		昭和24年生		8万6,000円
851	女		昭和27年生		8万6,000円
852	女		昭和38年生		8万円
853	女		昭和38年生		8万円
854	女		昭和39年生		7万8,000円
855	女		昭和36年生		8万6,000円
856	女		昭和29年生		7万9,000円
857	男		昭和32年生		10万2,000円
858	男		昭和31年生		10万2,000円
859	男		昭和40年生		9万円
860	女		昭和41年生		7万9,000円
861	女		昭和30年生		8万6,000円
862	男		昭和44年生		8万9,000円
863	女		昭和48年生		7万8,000円
864	男		昭和38年生		10万3,000円
865	女		昭和36年生		3万6,000円
866	男		昭和38年生		9万8,000円
867	女		昭和28年生		9万2,000円
868	男		昭和30年生		11万2,000円
869	女		昭和38年生		8万2,000円
870	男		昭和52年生		7万3,000円
871	男		昭和50年生		7万3,000円
872	男		昭和28年生		5万8,000円
873	男		昭和31年生		4万7,000円
874	男		昭和29年生		5万5,000円
875	男		昭和24年生		5万5,000円
876	男		昭和33年生		5万5,000円
877	男		昭和25年生		5万1,000円
878	男		昭和26年生		4万8,000円
879	男		昭和23年生		4万5,000円
880	男		昭和41年生		4万3,000円
881	男		昭和27年生		8万9,000円
882	女		昭和25年生		4万円
883	女		昭和36年生		4万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
884	女		昭和32年生		4万1,000円
885	男		昭和24年生		4万9,000円
886	女		昭和26年生		3万3,000円
887	女		昭和38年生		8万2,000円
888	女		昭和32年生		3万6,000円
889	女		昭和34年生		5,000円
890	女		昭和39年生		7万6,000円
891	女		昭和35年生		1万9,000円
892	女		昭和45年生		7万9,000円
893	男		昭和48年生		2万2,000円
894	女		昭和34年生		2万円
895	女		昭和36年生		1万8,000円
896	女		昭和43年生		1万7,000円
897	男		昭和39年生		1万8,000円
898	女		昭和35年生		1万8,000円
899	女		昭和48年生		1万7,000円
900	女		昭和38年生		1万8,000円
901	女		昭和47年生		5,000円
902	女		昭和37年生		1万7,000円
903	男		昭和28年生		2万1,000円
904	女		昭和39年生		1万9,000円
905	女		昭和42年生		1万9,000円
906	女		昭和33年生		1万6,000円
907	女		昭和47年生		1万6,000円
908	男		昭和37年生		2万1,000円
909	男		昭和35年生		2万5,000円
910	女		昭和48年生		8,000円
911	女		昭和32年生		8,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで  
社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の国民年金保険料は、実父が町内会の集金人に納付していたはずであり、申立期間について未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その実父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上、実父も既に死亡しているとともに、申立期間当時同居していた親族から供述が得られないことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁(当時)の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月4日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち40年4月から41年3月までの期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の移動が無いことから、申立人に対し別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その実父が町内会の集金人に自身の国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立期間当時、町内会において国民年金保険料を徴収していた事実が確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から見ると、申立期間に係る保険料は過年度保険料となるため、納付組織を通じて納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 山形厚生年金 事案 912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務し、給料から社会保険料等が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 50 年 5 月 20 日から 51 年 9 月 30 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、当該事業所は平成 15 年 1 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、「申立期間当時の関連資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた二人の厚生年金保険の加入記録を見ると、一人は申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 54 年 3 月までの期間、もう一人は 50 年 3 月から 51 年 8 月までの期間及び 52 年 2 月から 54 年 3 月までの期間について当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、これら同僚二人は所在不明等により、申立てを確認できる供述は得られない。

さらに、オンライン記録上、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険への加入をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、一部期間（昭和51年4月から同年9月までの期間）を除き国民年金保険料が納付済みとされている上、申立期間の大部分の期間（昭和48年6月から51年7月までの期間及び同年10月から60年7月までの期間）について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 23 日から 38 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 36 年 6 月 22 日から 38 年 11 月 11 日まで、有限会社 A に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社 A は、オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、「申立期間当時の関連資料が無く、元事業主は死亡しており、元事務担当者の所在も不明であることから分からない。」旨回答しており、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間における厚生年金保険の加入の有無を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 9 人に対し、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱い等について照会し、4 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録上、当該事業所において申立期間を含む昭和 30 年代に厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失後、再取得した者 14 人について、再取得直前の年金記録を調査したところ、一人は、他の事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、ほかの 13 人（申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚一人を含む。）については加入記録が無く、申立人と同様に、いったん被保険者資格を喪失した後、再取得している者が多数いることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が当該事業所において被保険者資格を再取得した際の厚生年金手帳記号番号は、当初の被保険者資格取得の際に付与された同記号番号とは別番号であることが確認できる。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から33年7月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、昭和24年4月にA事業所に入社し、46年5月に退職するまで継続して勤務しており、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、当該事業所は、昭和46年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在が不明なことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる供述等は得られない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日から27年12月1日(当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を最初に取得した者の資格取得年月日)までの間に、同被保険者資格を取得している者がいない上、同日以降に被保険者資格を取得している者10人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答を得たが、いずれも申立期間の大部分の期間について当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚についても、既に死亡し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる供述等は得られない上、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 31 年 5 月 1 日となっており、申立期間のうち 24 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 30 日までの期間は厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、上記被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関係資料が無い上、申立人から保険料控除の状況等についての供述が得られず、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。